



Title	帝国大学財政制度の理念と構造
Author(s)	羽田, 貴史
Citation	北海道大學教育學部紀要, 32, 189-198
Issue Date	1978-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29189
Type	departmental bulletin paper
File Information	32_P189-198.pdf



帝国大学財政制度の理念と構造

羽 田 貴 史

The Idea and the Structure of the Financial System of Imperial University (1890-1907)

Takashi HATA

本論は、戦後大学改革研究の前提的作業として、戦前における大学管理制度の総体的把握をめざす一環であり、帝国大学財政制度の分析を通じ、その理念と構造を明らかにしたものである。使用した資料は、国立公文書館所収の公文類聚中における帝国大学財政関係法・勅令の閣議文書、国立国会図書館法令資料室所蔵の帝国議会帝国大学財政法関係特別委員会議事録を中心としており、立法趣旨を析出しつつ、帝国大学財政制度の構造、性格を解明した。

第一章 森有礼における帝国大学「独立」政策の展開

ここでは、森有礼のもとにおいて展開された直轄学校収入金規則(1888.3.31 勅19)による基金の設定、授業料増加による基金蓄積構想を明らかにし、この破産と、これを契機としてのジャーナリズムにおいて展開された大学「独立」論の動向と内容を分析した。その中では、当時、議会の開設を控えて、その予算議定権の影響から大学を「独立」させるかが論点となっていたことを明らかにした。

第二章 官立学校及図書館会計法の理念と構造

この章は大日本帝国憲法(1889.2.21)の成立をはじめとする法制的整備の一環としての性格をもつ帝国大学財政制度の理念と構造を検討したものである。

帝国憲法の「会計」条項を頂点とし、会計法(1889.2.21 法4)、会計規則(1889.4.30 勅60)、会計法補則(1890.8.2 法57)などを法制的外被として成立した明治財政制度は、天皇を頂点とする行政権の、立法権に対する優位の原則をもって構成されている¹⁾。

この財政制度の性格は、富国強兵政策を推進するための強力な行政権力の創出を国家機構の整備にあたって追求したことの結果であり、憲法の財政条項を検討するにあたり、井上毅がロエスレルに「税権ヲ手中ニ納メル」ために種々の案を書き送ったことに端的に表われているごとく議会²⁾の予算議定権を対抗物と捉え、制限していったことのあらわれであった。

それは、民党の「民力休養・経費節減」路線が行政整理、冗費節約を地租軽減の財源として主張し、そのかぎりにおいて藩閥政府との矛盾が生じていたことの反映でもある。

憲法の財政条項が、本来行政府内部の金銭支出活動に付せられる「会計」の名称を冠せられていることにみられるように、明治財政制度は、財政活動そのものを行政活動に付随する行政行為の一環としたうえで、帝国議会の「協賛」を認め、更にこれに対する例外、制限条項を設けて議会の議定権を弱め、骨ぬきにしようとしたのであった。

たとえば、憲法 64 条後段の責任支出制、67 条の大権事項等の既定歳出の廃除削減に関する政府の不同意権、68 条の継続費制度、69 条の予備費、70 条の緊急支出制度、71 条の前年度予算執行制度などがこれである。

帝国大学財政制度も、明治財政制度の一部である以上、当然こうした制度を具体的構造としてもち、議会の予算議定権からの「独立」という性格をもつことになるが、その最大の特徴は官立学校及図書館会計法 (1890, 3. 27 法 26) により、資金を保有しこれにもとづく特別会計制度として成立していたことにある。

特別会計制度は、会計法 30 条「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」により、法律をもって設置されるものであるが、その特徴は、「資金」もしくは「資本」と呼ばれる一会計年度内に消費しつくされない金銭を保有し、ここからの収入を含めた経理活動を行なうところにある。したがって、特別会計制度とは、「資金」の保有によって生じる会計法上の諸原則 (国庫統一主義、予算統一主義) の例外を制度化したもので、行政権の自由な活動を保障するためのものとして定義できる³⁾。

かかる制度が官立学校 (帝国大学) に導入された最大の理由は、この年の秋に開設される帝国議会の予算議定権からの「独立」を意図するものにほかならなかった。

当時、帝国大学の特権的官僚養成所的性格への批判ともあいまって、民党の「民力休養・経費節減」路線は、帝国大学をはじめとする官立学校事業経費への攻撃を強めていた。このような状況下にあっては、政府当局者にとって、帝国大学の財政を議会から「独立」させることが重大な関心時にならざるをえなかったといえよう。

むしろ、明治財政制度は、議会の予算議定権を様々に規制する方策をもうけてはいたが、それだけでは十分でなかった。たとえば、帝国大学の歳出費目の多くは、憲法 67 条費目として、既定の歳出については、議会の廃除削減を防止しえる構造となっていたが、歳入の大部分を占める政府支出金は、一たん文部省所管経常部中に諸学校及図書館支出金として計上されるから、この点での削減は免れえず、またこの 67 条費目自体、前年度分について保障できるだけで、定員の増加に伴う俸給増加など、帝国大学の拡張をも保障するものではない。そこで、議会に関与されない、帝国大学独自の財源確保が不可欠の課題となったのである⁴⁾。

注

1) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』XVII 会計制度、加藤睦男「財政法」『日本近代法発達史講座 10』所収、鈴木武雄『財政史』など。

2) 秘書類纂「憲法資料」下巻, p. 310-312 所収。

3) 井上の質問に対するロエスレルの 1888. 1. 13 付回答中に曰「其他予ハ非常ノ需求ニ充ツル為、各省ノ通常ノ予備金 (レシエールユニホラン) 即処分権 (ティスポジチオニスフォン) ノ外国財 (スターツシャウツ) ヲ貯蓄スルヲ可ナリト信ズ。此国財ニ関シテハ政府ハ法律及憲法ノ範囲内ニ於テ自由ニ之ヲ処分シ得ル権ヲ有スベキナリ」秘書類纂「憲法資料」上巻, pp. 482-490 所収。

4) 公文類聚収所収、官立学校及図書館会計法大蔵省閣議請議書は以下のようにのべている。「議官立学校図書館ノ儀ハ陸海軍学校ヲ除クノ外ハ政治方針ニ伴ヒ之ヲ弛張左右スヘキモノニ無之宣ク確乎不動ノ維持策ヲ求ムヘキモノト存候。各自己ノ資産ヲ有シ自立経営スルヲ得セシムルノ外無之然ルニ從來其経費ヲ政府ノ歳入ニ仰キタル設立所ナルヲ以テ急ニ之ヲ維持ノ資産ヲ得ルノ途ナク去リトテ今政府ハ其之ヲ維持スルニ足ルノ資金ヲ支出セントスルモ決シテ為シ得ヘキノ業ニアラス故ニ年ヲ期シテ漸次資産ヲ貯蓄スルヲ必要ト存候」。

官立学校及図書館会計法における「資金」概念は、単に現金・公債にとどまることなく、「従来所有スル蓄積金、政府ヨリ交付シ若クハ他ヨリ寄付シタル動産不動産及歳入残余ヨリ成ルモノトス」(法3条)と規定されているように、不動産をも含む広範なものである。

したがって「資金からの収入」とは利子収入のみならず、帝国大学の活動によって生じるすべての収入(授業料収入・演習料収入・病院収入など)としてとらえることができる。

すなわち、動産不動産を含む「資金」を増殖し、ここからの収入によってついには政府支出金を要することなく、したがって議会の容喙をうけることなく財政的に「独立」することが意図されたのであった。

しかし、ここにおける「独立」とは、帝国大学の独自性を保障するとか、大学自治の財政面におけるあらわれとかは決して評価しえないものであり、あくまでも議会との関係における「独立」であって、そのかぎりでは、絶対主義的独立とでも言うものである。

この点を、行政機構内部における予算作成・執行過程に帝国大学がどのような形でくみまれているかという視角で検討してみた。

予算の作成過程は、複雑な総予算を作成する前に簡単な概算を作成・閣議決定し、これに基づいて総予算を作成し、大蔵大臣が議会に提出するという手続きをとっていた。

この過程の中では、帝国大学総長の概算要求は、文部大臣のもとで会計課長の審査をうけたのち文部大臣の裁定をうけ、大蔵大臣に提出される。大蔵大臣はそれを検案・対照・調理し、閣議に提出し決定をうける。決定された概算書は、各省の予定経費要求書作成にあたっての基準となるものであり(歳入歳出予算概定順序, 1889. 3. 27 閣令 12), この款項の概算額以内に節約を旨として調製しなければならない(同順序, 第8条)。また、政府支出金はこの概算決定にもとづいて文部大臣が訓令で帝国大学に伝えることになっていたから(文部省所管歳入歳出予算編成順序, 1889. 3. 文部大臣訓令第5条), 概算決定は、大学予算作成の基準として強力に位置づけられていたのである。更に、この概算書をもとに、帝国大学総長は歳入歳出予定調書を作成するが、これも会計課長の審査をうけ文部大臣の裁定を経なければならず、最終的には大蔵大臣の調製によって議会に提出される(会計規則第4条)。

この過程で明らかのように、帝国大学の予算作成は文部大臣、大蔵大臣によって規制されており、大学としての独自性は何ら保障されていないのである。

次に、予算作成・概算要求は、帝国大学総長のみの所管事項となっており、評議会あるいは分科大学長を通じて、研究教育の基本組織である分科大学の要求を制度的に反映する仕組みはとっていなかった。この点で注目されるのは、閣議段階における構想の中には、官立学校の予算作成・執行過程に学校評議員という形で教員事務員を参加させるものもあったことである。

公文類聚中、官立学校及図書館会計法関係の閣議請議は、当初、大蔵省から官立学校会計法案、同規則案として提起されており、その中では、予算決算の決議、動産不動産の売却交換の決議、費目流用の決議などをおこなう機関として、学校評議員がおかれており(官立学校会計規則案, 5, 9, 12, 16, 18, 32条), 学校評議員には、教員事務員をあてる場合も構想されていた。この案は、文部省提出の案では消失する⁵⁾。寺崎昌男氏の研究によると、1893年までは、明文上規定がないにもかかわらず慣行として評議会で予算についての審議をおこなっていたが、井上毅の改革以降、この慣行は消失したことが明らかになっている⁶⁾。とすれば、この構想のもつ意味は大きいものがあるといわねばなるまい。

また、帝国大学財政制度の独自性に関わって重要なのは、特別会計予算のみが帝国大学財

政の全部ではなく、文部省所管臨時部における営繕費、設備費などの項によって施設設備の増築がおこなわれている点であり、巨額にのぼっているにもかかわらず、この部分の予算には、帝国大学が先にのべた程度にも関与しえず、文部省において取扱われたことである⁷⁾。

以上の点から、帝国大学特別会計の目ざしたものは、帝国大学の財政的自治や独立という点にあるのではなく、議会の容喙を排した財源の創設と蓄積という点にあったといえる。

5) 公文類聚・14編 卷之 37, 2 A-11-㊟ 483 参照。

6) 寺崎昌男「日本の大学における自治的慣行の形成」『教育学研究』32巻, 2-3 合併号。

7) 具体的には、次のような項目であり、その額もたとえば1903年には総額 430,000 円 (特別会計所管歳入総額が 1,052,855 円) にのぼっている。(明治 35 年度文部省所管帝国大学各目明細書より)。

款	項	目	節
営繕費	改築費 新営費	改築費 各所新営	改造費
	修繕費	修繕費	
設備費	設備費		
創立費			

明治財政制度のもつ絶対主義的性格は、帝国大学財政制度にも反映しており、この点からも帝国大学財政制度は、議会から「独立」する性格を持つことになる。

第一には、帝国大学の経常歳出の多くは、憲法 67 条にいう大権事項及び法律上義務費であって、既定の歳出については政府の同意なく廃除削減しえない。具体的には勅令で定められている俸給及諸給、庁費 (庁費のうちには事務備品費など事務経費のほか、教務器品費、実験費などの教育研究費が含まれている)⁸⁾ 修繕費などがこれである。67 条と合わせ、議会開設に先がけて帝国大学をはじめとする官立学校の定員は、文部大臣の決定事項から勅令による事項へと変更されており⁹⁾ 両者あいまって議会の定員削減を防止する方策となったわけである。

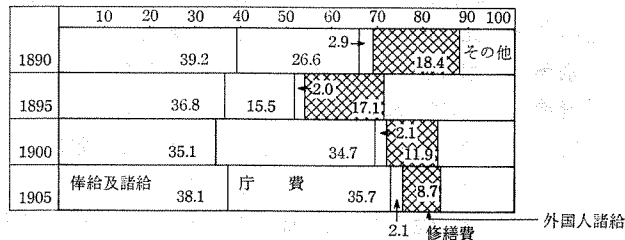
第二には、継続費制度であるが、それは、プロイセンの軍制予算に範をもとめたものであり、長期にわたる支出——軍事・土木費の支出を確保する目的をもち、初年度にいったん決定すると次年度以降議会は削減をなしえず、予算の単一年度主義を形骸化し硬直性を増大させるという点において、立憲主義を脆弱にするものであった。帝国大学には、文部省所管臨時部中の営繕費等の費用が、これによっておこなわれたほか、帝国大学特別会計臨時部における新営費や史料編纂及出版費等がこの形をとった。

第三には、予備金及予備金外支出である。予備金には、予算科目の不足を補うもの (第一予備金) と予算外の支出にあてるもの (第二予備金) とがあるが、議会の一たん否定した費途にも支出できるという点で、いちじるしく政府の権限を強化するものであった。そして、剰余金などを財源として、当初の予算額をこえて支出するのが予備金外支出であり、帝国憲法の財政条項にすら反するという代物であった。具体的に帝国大学にどう支出されたかは、決算によってしか明らかにしえず、全面的に検討したわけではないが、たとえば、日露戦争にともなう軍事予算施行のため、福岡医科大学の経費が不足し、予備金及予備金外支出がおこなわれている。

第四に、収入の点からみると、政府支出金以外の収入である公債利子 (資金における公債部

分からの収入)は法律上義務費として議会は関与しえずまた授業料収入は、行政上手数料として租税法律主義の例外として行政府が自由に決定しえたのである。

- 8) 東京帝国大学経常歳出における憲法 67 条費月の比率(大蔵省年報・文部省年報・日本帝国統計年鑑により決算を使用)。



- 9) 1890.10.15 勅 233 文部省直轄学校官制改正, 勅 234 東京図書館官制改正, 11.7 勅 269 帝国大学令第 14 条削除, 勅 270 帝国大学職員官等定員制定。

第三章 財政制度の変遷過程

ここにおいては、前章で明らかにした帝国大学財政制度がどのような変遷を辿ったかという点と、この制度のもとにおいて、「資金」の蓄積とそこから収入がどのような進展を遂げたかを述べた。

実定法のレベルで検討するかぎり、先に述べた制度の構造はほとんど変化せず、ただ 1893 年井上毅文部大臣のおこなった一連の改革の一環として、分科大学長にも支払命令権が与えられたことが指摘される(1893.12.5 勅 226 官立学校及図書館会計規則改正)。

官立学校及図書館会計法の施行期間(1893-1906)における資金の蓄積と資金からの収入の進展状況は次の通りである¹⁾。

第一に、東京・京都両帝国大学の主たる歳入は一貫して政府支出金であり、全歳入中、資金からの収入は 30% 以下にとどまっている²⁾。

第二に、文部省所管臨時部における営繕費等の帝国大学関係支出を加えてみた場合、政府支出金の比率はいっそう高いものとなる³⁾。

第三に、資金からの収入がこの水準にとどまった最大の理由は、政府から基本金としての交付金がなされなく、歳計剰余金と寄付金によってしか動産部分の蓄積がすすまなかったことにある。実質上、資金の増加は、政府当局者によって等閑視されてきたのである⁴⁾。

現在のところ、基本金の交付を実現しようとした試みは、次の三件にわたって見い出さる。その一つは、1891 年 3 月、加藤弘之総長から文部大臣に対し 600 万余円を基本財産として運用したいとした請願⁵⁾、その二つは 1891 年 8 月ごろ、大蔵省内において明治 23, 24 年歳計剰余金処分をめぐる大学基本金構想があること⁶⁾ その三つは、1895 年、日清戦争賠償金の使途について、文部省から 1,875 万円を大学基本金とするよう請議されたこと⁷⁾である。

これらの請議もしくは構想がなぜ実現しなかったかは詳細に明らかにしえないが、次の点は指摘しておきたい。

まず、大蔵省内における大学基本金構想の提案者自身が、「大学ノ費用ハ凡ソ三捨五六万円ヲ要ス 今右ノ高ヲ基本トスレハ五分利トシテ貳拾万円ヲ得(帝国大学基本金として 400 万円

を提案しているところから一筆者注) 他ノ拾五六万円ハ毎年予算ニテ之ヲ得ルコト難カラサルヘシ 大学ハ固ヨリ人才養育ノ源ナリト雖モ余全費用ヲ支フル丈ケン変日ヲ生スル資金ヲ臨時ノ餘裕ヨリ取ルトセハ世人或ハ之ヲ許サノ意アリ 故ニ其中ヲ取り諸般ノ必要ナル費用ニ剰余ヲ振向ケ其残余ヲ取り経費ノ過半ヲ生スルノ基本金ヲ得ル方十全ノ案ナル可シ (傍点筆者)」とのべているように⁸⁾、初期議会のもとでは政府にとって大学基本金の支出は支持をかちとる見通しのうすいものであった。第一議会では大江卓(自由党)を委員長とする査定委員会が、帝国大学経費の一割から一割五分の削減をおこない、予算委員会総会では高等学校予算は全廃された。かかる情勢のもとでは基本金支出はきわめて困難であった。

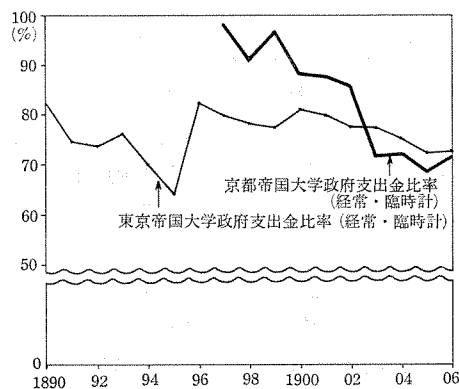
第二に、こうした情勢を背景としつつ、前記歳計剰余金処分、賠償金使用は、現実的には軍艦製造費などの軍事増強のためにおこなわれた。天皇制絶対主義は、国内市場の未成熟さともあいまって凶暴な対外侵略性を属性としており、強大な軍隊の創出は至上課題として追求された。初期議会においても、それは、いわば「錦の御旗」として主張されたし、議会もこの点について対立していたわけではなかった。

第三に、これらのことは、決して「資金による独立」の基底にある、議会からの独立の理念が放棄されていたということではない。日清戦争以降、議会(民党)と政府の関係が変化し、両者に妥協が生じたところから、あえて資金を保有する必要性がうすれていったということではなかろうか。

注

- 1) 日本帝国統計年鑑、大蔵省年報、文部省年報における決算を利用した。その理由は①この時期に予算はしばしば不成立となって前年度施行されたため、大学財政の実情を正しく反映していないこと、②前年度繰越金や資金への繰入れは決算のほうがよくわかること、による。また、細目を知るために、文部省所管帝国大学各目明細書を必要におうじて使用した。
- 2) 両帝国大学特別会計中における全収入中、政府支出金の比率は次の通りである。

表-1 両帝国大学特別会計中における政府支出比率

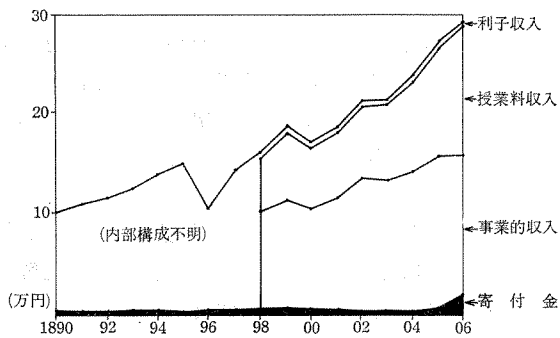


((1) 資料より)

- 3) たとえば、1902年についてみると東京帝国大学では82.0%、京都帝国大学では89.2%に達する。
- 4) 両帝国大学における自己収入額の推移は、表-2, 3、動産資金の推移は、表-4を参照されたい。表-2, 3における利子収入とは公債および預金の利子収入であり、動産資金からの収入をあらわしている。授業料収入は授業料のほか試験料、入学料、事業的収入とは医院収入、天文台収入、演習林収入を含んでいる。

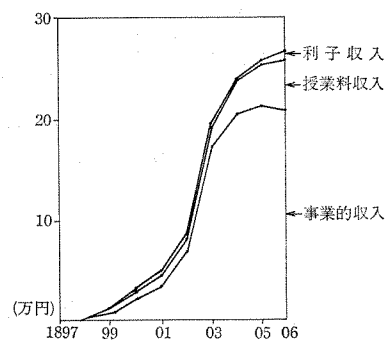
表における維持資金とは一般の経費にあてるもの、特別資金では特別の用途を指定したもので、ほとんどが奨学のためのものである。

表-2 東京帝国大学自己収入額推移



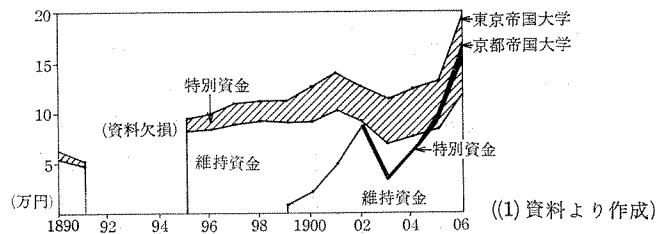
((1) 資料より作成)

表-3 京都帝国大学自己収入額推移



((1) 資料より作成)

表-4 両帝国大学動産資金額推移



((1) 資料より作成)

- 5) 東京大学文書「日本近代教育百年史 4」pp. 482-483.
- 6) 国立国会図書館憲政資料室, 松方文書 R-18, 主税局長 田尻稲次郎案, 秘書官 添田寿一案など。
- 7) 牧野文書, 「明治文化資料叢書」8巻 所収。
- 8) 5) 田尻案。

第四章 帝国大学特別会計法の成立

1907年の帝国大学特別会計法(1907.3.25 法19)の制定は、官立学校及図書館会計法によって成立していた帝国大学財政制度を変更し、他の官立学校とは異なった定額支出金をはじめとする諸制度を導入した財政制度を形づくることとなった。

従来、定額支出金と経理委員会を主要な内容とするこの法の評価としては、大学財政の安定化・恒久化のためのものとか¹⁾、「資金の独立」を前進させるものとか²⁾、さらにその立法意図として政府部内における大学の「学問の独立」の条件としての財政的独立にあるとする見方がある³⁾、公文類聚中の帝国大学特別会計法関係文書⁴⁾および帝国議会衆、貴両院の特別委員会、本会議議事録を検討した結果、以下の結論を得た。

第一に、定額支出金制＝大学財政の安定化という評価についてであるが、この見方は、東京帝国大学30万円、京都帝国大学100万円という政府支出金額が、それ以前に比して一定増大していることから導きだされたと思われる。しかし、帝国大学財政全体は、特別会計のみならず、文部省所管臨時部における営繕費等も加算して考察する必要がある、この点でみるとす

に政府支出金額は1900年代初頭に定額支出金はこの額の水準に達しており、かならずしも安定化とは評価しえない⁵⁾。法律による定額化ということは、年々の議会で削除されないという反面、増額もまたしえない結果となるから、そのこと自体で安定化か否かを論じられないのは当然である。

第二に定額支出金制＝「資金の独立」についてであるが、むしろ逆に「資金の独立」を放棄したものといわねばならない。たとえば、帝国大学特別会計法第4条は資金の支消を許し、臨時の歳出に充てうることとしているが、これは資金の蓄積よりも、政府支出金を定額のうちにおしとどめた大学財政の実現のためであって、資金による独立は、立法意図として後退しているのである⁶⁾。

第三に、「学問の独立」との関連であるが、すくなくとも政府当局者の構想の中には、この制度を、大学の自治や「学問の独立」に結びつけた側面は見出し難い。たとえば、衆議院帝国大学特別会計法案他一件委員会では、おりしもその前年におきた戸水事件とからんで、大学の自治に関する論義が展開されたが⁷⁾、政府側を代表する牧野伸顯文部大臣、沢柳政太郎次官や福原鐸二郎専門学務局長らは、人事自主権を含む大学の自治を実行する意思のないことを強調しつつ、帝国大学特別会計法は「世間デ申シマス大学ノ独立ト云フモノトハ別ナリデアリマス⁸⁾」(福原鐸二郎)と説明しているのである。

それでは、帝国大学特別会計法の評価はどうかされるべきか。

第一に、日露戦争の軍事予算遂行下において、大学財政はきわめて圧縮され、また戦後も軍備拡張政策のもとで行政費削減、教育費の削減がすすめられ⁹⁾、帝国大学の概算請求との矛盾が増大していたこと⁵⁾ 第二に、帝国大学特別会計法は、学校及図書館会計法による帝国大学以外の官立学校特別会計の一本化政策と合わせて提案されており、それは官立学校財政制度の合理化として意図されていることを考慮するなら、こうした背景のもとに、膨張する帝国大学財政と一般財政との矛盾を、両者の「均衡」をはかることによって解決しようとしたものといえる¹⁰⁾。この「均衡」とは、大学財政と一般財政(軍事財政)との矛盾を定額制という形において解消することにほかならない。したがって、定額制は、教育費の削減状況のもとでは、相対的に大学財政を「保障」する意図をもつといえるが、同時に一般財政から分離することにより、政府支出金の増額をさけ、長期的には大学の自己収入を増加させようというものである。そのために、従来文部省所管臨時部にあった営繕費等をすべて特別会計に移管し、また予備費も特別会計中におくなどして一般会計からの分離をおこなう一方、経理委員会制度にみられるように大学への一定の権限拡大を伴った改革をおこなった。

帝国大学特別会計法が、国家予算の編成に左右されず、自由裁量性を獲得し、大学の自主的経済生活を営むことができるように配慮されたものであるとの評価¹¹⁾をうけるのも故なきことではない。しかし、これらの措置は、帝国大学財政が定額支出金制をとることによりとられたものであって、財政的自治とか、大学の自治といった理念とは、まったく別なものである。これらの措置のうち、帝国大学と行政府との関係、すなわち対外的側面について述べてみよう。

第一には、予算作成過程であるが、帝国大学総長の作成する予算書は、内閣の概算決定に拘束されず、道接文部大臣を経て議会に提出されるしくみをとることになった¹²⁾。これは、学校及図書館特別会計法によって設定された、学校及図書館特別会計の予算作成過程とくらべて特権的なものである。

第二には、予算書式の変更である。予算科目中、款・項は立法科目としての性格をもち、

議会の議決はこれに及ぶが、目・節は行政科目と呼ばれ、同じ項に含まれる目相互は流用が可能とされた。1907年における予算科目のくみかえは、従来項であったものを目と編成し、流用の幅を増大させたのである¹³⁾。

第三には、奨学を目的とする寄付金の経理について会計検査をふくめて委託したり(帝国大学特別会計法第9, 10条, 東京帝国大学及京都帝国大学並直轄諸学校ニ於ケル奨学寄付金委任経理規程1907.3.30 訓令4号)会計法上禁止されている前金払(25条)の例外として、外国から直接図書・機械・標本及実験用材料についてこれを認めた(帝国大学特別会計法第7条)。

先にのべた文部省所管臨時部中大学関係支出の移管も、こうした独立性の一環として評価しうる。

つぎに、対内的側面について、すなわち、予算作成・執行過程に誰がいかに関与できるようになったかという点については、帝国大学経理委員会の設置をあげねばならない。

経理委員会は、帝国大学総長を議長とし、文部省専門学務局長、同官房会計課長、大蔵省主計局長、大蔵省書記官、帝国大学書記官、各分科大学長を委員とし、予算、決算に関する事項、目の設置と流用に関する事項、第二予備金支出に関する事項、資金処分に関する事項、その他文部大臣又は帝国大学総長に於て必要と認める事項を審査する権限をもっていた。これにより、教授会——分科大学長を通じて各分科大学の財政要求が予算に反映する制度的保障がおこなわれたと評価できるだろう。(もっとも、委員の構成メンバーをみても、文部官僚、大蔵官僚が加わるほか、内閣の任命する委員を加えることができたという点で大きな限界のあることは指摘されねばならない)。

当初1890年段階においては、もっぱら議会との関係において帝国大学財政制度の性格が浮かびあがってきたが、この改革では、行政府との関係においての矛盾とこの解決が主な点、として注目されるのである。

注

- 1) 佐藤憲三「国立大学財政制度史考」pp. 224-225.
- 2) 島 恭彦「国立大学特別会計の史的考察」『経済論叢』93-4, p. 6.
- 3) 島 恭彦「帝国大学時代の財政」『京都大学七十年史』pp. 141-142.
- 4) 公文類聚, 第31編巻之4 (2 A-11-1028).
- 5) 両帝国大学における国庫支出金額は以下の通りである。国庫支出金額は、特別会計中政府支出金+文部省所管臨時部中大学関係支出であり、施行予算額は(当初予算+追加予算)額である。なお1905年は戦時中なので省略。なお実際の支出は予備金、予備金外支出があるので更にこれより大きい値となる。

表—5 両帝国大学財政政策における政府支出金額

	東京帝国大学国庫支出金総額					京都帝国大学国庫支出金総額				
	(A)概算要求額	(B)閣議決定額	(C)施行予算額	(B)/(A)	(C)/(B)	(A)概算要求額	(B)閣議決定額	(C)施行予算額	(B)/(A)	(C)/(B)
1901	1,519,405	1,211,171	1,288,006	0.80	1.06	1,225,333	767,327	767,327	0.63	1.00
02	1,451,190	1,213,861	1,220,429	0.84	1.01	1,269,475	1,075,763	1,075,563	0.85	1.00
03	1,353,679	1,210,988	1,211,784	0.89	1.00	1,074,791	1,026,161	952,009	0.95	0.93
04	1,246,503	997,126	1,048,106	0.80	1.05	1,201,132	983,242	948,642	0.82	0.96
05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
06	1,478,897	1,225,416	1,225,416	0.83	1.00	1,108,815	865,559	865,559	0.78	1.00

(明治35-40年文部省所管各目明細書より作成)(公文類聚第31編巻之4 帝国大学特別会計法関係文書より)

- 6) 第23回帝国議会衆議院特別会計法案他一件委員会会議録第2回, p. 4.
 7) 同 上, 第2, 3回。
 8) 同 上, 第2回, p. 6.
 9)

表一7 両帝国大学における政府支出金伸率(「明治大正財政詳覧」, 各目明細書より作成)

	歳出 予算伸率	東 京 大学帝国	(政 府) 支出金	京 都 帝国大学	(政 府) 支出金	行 政 費	公 債 費	軍 事 費
1902	100	100	100	100	100	100	100	100
03	86	109	114	101	90	102	49	97
04	96	93	92	96	84	168	43	38
05	145	92	89	78	65	266	67	40
06	161	112	112	93	79	144	196	151
07*	208	122	120	108	90	181	226	231
08*	220	128	120	108	90	195	229	249
09*	184	130	120	117	90	160	199	207
10*	197	137	126	117	95	170	219	216
11*	202	140	125	109**	76	185	190	240
12*	205	148	127	91	76	200	183	233
13*	198	155	127	93	76	187	188	224

* 帝国大学特別会計に移行

** 福岡医科大学分離のため

- 10) 閣議請議理由書(牧野伸顕・阪谷芳郎共同請議)は次のようにのべている。「帝国大学ノ経費ハ年々歳々膨脹シテ殆ント底止スルトコロヲ知ラサル趨勢アリ、是畢竟學術ノ進歩学生ノ増加ニ依ルモノニシテ善シ已ヲ得サルコトナリス而シ其膨脹ヤ一方ニ於テハ財政ノ情況ト均衡ヲ得ルヲ要シ他方ニ於テハ學術ノ進歩ニ副フヲ要スルヲ以テ現行ノ會計制度ヲ以テシテハ二者常ニ其ノ宜ヲ得ルコト能ハス是今回帝国大学特別会計法ヲ新ニ制定セントスル所以ナリ」(4) 所収。
- 11) 佐藤憲三, 前掲書, p. 292.
- 12) 1907. 4. 25, 訓令号外 改正文部省所管歳入歳出予算編成順序。
- 13) たとえば従来項であつた俸給及諸給・死傷手当・傭外国人諸給などを人件費・庁費・修繕費・賠償及訴訟費などを物件費としてひとまとめにした。

結 び

修論の中では、1890年の官立学校及図書館会計法の成立から1907年の帝国大学特別会計法までを検討し、帝国大学財政制度のもつ性格を明らかにしてきた。

今後の課題として、大学内部における財政制度の構造——分科大学・講座レベルにおける予算作成・執行のかかわり方を中心として——を、研究教育活動の実態と結びつけて検討し、修論で明らかにした、法制レベルの理念と構造がいかにそれらを規定したかを解明する作業が残されている。